

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	21	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税）		
要望項目名	先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） トラック及びバスについては、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を順次進めているところ。 先進安全技術を有する装置の義務化前から、早期普及を促進することによって、交通事故の防止及び被害軽減を加速させ、世界一安全な道路の実現という大きな目標につながることから、先進安全技術を搭載したトラック及びバスに係る取得価額から一定額を控除した額を課税標準とする。 ・特例措置の内容 衝突被害軽減ブレーキを備える3.5トン超のトラック及びバスに対する自動車税（環境性能割）について、取得価額から175万円を控除する特例措置を2年間延長する。		
関係条文	地方税法 附則第12条の2の13第4項～7項、地方税法施行規則 附則第4条の11第8項～17項		
減収見込額	[初年度]	－	(▲1,216) [平年度] － (▲2,199) [改正増減収額] － (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 - 先進安全技術は事故防止効果が高いものの、開発・市場投入までに時間を要するため、義務化までに一定のリードタイムを設ける必要がある。また、装置価格が高額であるため、車両を購入する利用者の負担が大きくなる。このため、先進安全技術を有する装置の義務化までの間、税制上の特例措置を講ずること等により、自動車製作者への早期市場投入を促し、車両を購入する利用者の負担を軽減することにより普及を促進する。 (2) 施策の必要性 - 交通事故による24時間以内死者数は2,678人、負傷者数は365,595人（令和5年）にのぼり、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。このため、政府をあげて交通安全の諸施策を強力に推進しているところ。 - 具体的には、第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日）において、令和7年までに交通事故による24時間以内死者数を2,000人以下、世界一安全な道路の実現を目指すという目標を掲げているほか、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（令和3年6月28日）において、令和12年までに、車両安全対策により、令和2年比で30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重傷者数を11,000人削減することを目標に掲げている。 - 交通事故をこれまで以上に削減するためには、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を搭載した自動車の普及が不可欠である。とりわけ、トラック・バスの大型車両については、関越自動車道における高速ツアーバス事故（平成24年4月）や軽井沢スキーバス事故（平成28年1月）、さらには名古屋高速バス横転炎上事故（令和4年8月）に見られるように、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を優先的に進めているところであるが、これとあわせて、装置義務化までの間、税制上の特例措置を講じること等により、その普及を促進する必要がある。 - 令和5年度より「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」を備える車両総重量3.5トン超のトラック及びバスに対して税制上の特例措置を開始した結果、新車販売台数に占める衝突被害軽減ブレーキ搭載車の割合		

	合が上昇しており、当該装置の普及に極めて大きな効果をあげている。 ・ 世界一安全な道路交通の実現のため、本特例措置を延長することにより、装置義務化前からの早期普及を促進し、交通事故の防止及び被害軽減を加速させる必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 ・政策目標 17 自動車の安全性を高める ・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（令和3年6月28日）において、「令和12年までに、車両安全対策により、令和2年比で30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重傷者数を11,000人削減する。」ことが掲げられている。
		政策の達成目標	・令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下 （第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）） ・令和12年までに、車両安全対策により、令和2年比で30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重傷者数を11,000人削減
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	・令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下（再掲） ・令和12年までに、車両安全対策により、令和2年比で30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重傷者数を11,000人削減（再掲） ・令和8年度までに、3.5トン超のトラック及びバスの新車販売台数に占める衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車の割合を50%以上
	有効性	政策目標の達成状況	令和5年の交通事故死者数（警察庁交通局資料より） 2,678人（24時間以内） 3,263人（30日以内） 令和5年度の3.5トン超のトラック及びバスの新車販売台数に占める衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車の割合（メーカーヒアリングによる） 2.9%
		要望の措置の適用見込み	令和7年度：延長分26千台 令和8年度：延長分48千台
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	・衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の搭載により、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される一方、装置価格が高額であるため、その普及が課題。 ・要望の特例措置は、義務化前に衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を広く一律に軽減するとともに、市場における当該装置を搭載した車両の価格競争力の強化に資するものであり、もって、当該装置の早期普及の促進を期待できることから、要望の特例措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	先進安全技術に係る自動車重量税の特例措置：自動車重量税の25%軽減（初回（新車新規検査時））

		予算上の措置等の要求内容及び金額	事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入支援）：1,786 百万円の内数（令和7年度要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を進めるとともに、義務化までの間、要望措置と上記の予算措置を合わせて講じることにより、先進安全技術を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を軽減し、先進安全技術の早期普及を図る。
		要望の措置の妥当性	衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の搭載により、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される。その効果はドライバーのみならず、道路交通を利用する国民全体が裨益するものであり、妥当性を有する。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の達成目標

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

これまでの要望経緯

(単位：(適用台数) 台、(減収額) 百万円)

年度	適用台数	減収額
令和元年度	39,730	4,598
令和2年度	23,431	2,111
令和3年度	13,775	1,206
令和4年度	17	1
令和5年度	401	18

※金額は適用台数からの推計

課税標準（自動車の取得価格）

令和2年度 164,557,757 千円

令和3年度 89,142,566 千円

令和4年度 29,750 千円

本措置を開始した平成24年（バスは平成25年）以降、この期間における交通事故死者数・負傷者数は着実に減少しており、措置の有効性が確認できる。

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）については令和5年1月に基準化されたところであり、本措置により、令和8年度までに新車販売台数に占める当該装置の搭載車の割合は、5割に達することが見込まれる。

○新車販売台数に占める衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車の割合（メーカーヒアリングによる）

・車両総重量3.5トン超のトラック及びバス

令和4年度： 0 台 / 129,451 台 (0%)

令和5年度： 4,600 台 / 160,346 台 (2.9%)

○交通事故死者数・負傷者数（実績）

(単位：人)

年度		R1	R2	R3	R4	R5
死者数	24時間以内	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678
	30日以内	3,920	3,416	3,205	3,216	3,263
負傷者数		381,237	369,476	362,131	356,601	365,595

令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下

令和5年は新型コロナウイルス感染症による移動制限の緩和等により交通量が回復したこともあり、24時間以内死者数は2,678人と8年ぶりに増加したが、近年減少傾向にはある。

令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下とするためには、先進安全技術の一層の普及促進が不可欠。

平成24年度 創設

平成25年度 拡充（対象にバスを追加）

平成27年度 拡充及び延長（車両安定制御装置を追加）

平成29年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12トン超のバス））

平成30年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12トン超のバスを除く））

令和元年度 延長

令和3年度 拡充及び延長（側方衝突警報装置を追加（8トン超のトラック及びトラックタ））

	令和5年度 拡充及び延長（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者対応）を追加）3.5トン超のトラック及びバス）
--	--